

旧関前村名主役宅

非公開

所在地 八幡町3-8-3
所有者 個人
指定 昭和46年(1971)4月6日



旧関前村名主井口家は、寛文期(1661~1673)に関前村が開発された際を中心となり活躍し、同村成立以来、幕末まで代々名主役を世襲した草分けの旧家である。同家は、享保9年(1724)関前村の西に隣接する地域(関前新田)の開発が始まると、同地に移り住み、積極的に開発に従事し、名主役宅もその頃に建てられたものといわれている。なお同役宅は、元来は現在の母屋の場所に東向きに建てられていたが、昭和46年(1971)母屋の新築に伴い現在の位置に移された。

屋根は改造されたが、元は草ぶきの入母屋造りであった。玄関は、役宅としての格式をもつ式台および四枚の舞良戸が設けられている。奥座敷は床の間の書院や欄間が新しくなっているが、全体としては往時をしのばせる構えである。また、10畳の居間の南側には平書院・嵌殺し障子が設けられているが、井口家代々の名主は、この前に机を置き事務を執ったのであろう。その北側の廊下を広縁として納戸に使用しているのも、同家が豪農であったことをうかがわせている。

そのほか、土間に面した各框・柱に穴がほられ、隠しトンボが仕込まれている。これは養蚕の時期になると、このトンボを出して根太受けとし、それに板を張り15畳座敷と一体として蚕筵を敷き、養蚕作業にあたったもので、この地方では珍しい仕掛けである。

延命寺の護摩炉

非公開

所在地 八幡町1-1-2 延命寺内
所有者 宗教法人延命寺
指定 昭和46年(1971)4月6日



八幡山延命寺の開基は、寛文期(1661~1673)の関前村の開村当時と思われ、同寺には開山長恵時代の遺宝が数多くある。その一つがこの「護摩炉」である。護摩炉は密教の法具で、護摩を焚く時に用いる炉である。

護摩炉の大きさは長径52cm、炉高14cm、蓋高11cmで、材質・形状は炉が銅製で円形はみ出し付き、蓋も銅製で宝珠鈕付きである。また、炉の上部鐙縁に「元禄七甲戌九月吉祥日 施主佐竹仙寿丸 武州多摩郡札野関前新田八幡山延命寺什物」との刻銘があり、この護摩炉は元禄7年(1694)に铸造されたことが知られる。

なお、「佐竹仙寿丸」は、秋田藩第5代藩主佐竹義峯の幼名であり、佐竹家と当寺の関係はまったく不明であるが、この炉は彼の寄進になったものと思われる。

安養寺の梵鐘

所在地 吉祥寺東町1-1-21
所有者 宗教法人安養寺
指定 昭和46年(1971)4月6日



鑄銅製、身高102.5cm、竜頭高37cm、口径69cm、市内唯一の梵鐘。

龍頭の二本の角は江戸時代の特色を表現している。梵鐘の表面には多くの刻銘がある。これにより、鑄造年代は安永2年(1773)、願主は吉祥寺村小美野(濃)源助、製作者は境村の鑄物師高橋甚右衛門であることが知られる。この甚右衛門は、明治時代まで銅屋の屋号で鍛冶屋を続けた現在の境5丁目高橋氏の先祖で、鑄物師七之丞と呼ばれた。このように本鐘は、当地域の鑄物師の存在を知る資料としても貴重である。

井口家古文書

所在地 吉祥寺北町4-8-3 (中央図書館)
所有者 八幡町個人(管理者 武蔵野市教育委員会)
指定 昭和49年(1974)8月8日



井口家古文書は、寛文期(1661~1673)の関前村の開村以来、幕末期に至るまで代々名主役を世襲した井口家に伝わるもので、その総数は2,400余点。

年代的にみると、寛文8年(1668)11月8日の「新田中間定書」を上限として明治20年代にわたっているが、その多くは江戸後期から明治初期までのものである。さらに項目別にみると、租税関係が580点と最も多く、内容も寛文期から明治初期までほぼ揃っている。水利・貸借・宗教・凶災・村政・助郷関係史料も多い。

総じて井口家古文書は寛文期の村政関係、享保・元文期(1716~1741)の新田開発、幕末維新期の興味深い史料が多く、江戸前期の武蔵野の開発から明治初年の「御門訴事件」に至るまでの歴史の展開を系統的に把握できるものとして、出色の史料群である。

月窓寺観音堂の 乾漆造白衣観音坐像

非公開

所在地 吉祥寺本町1-11-26
所有者 宗教法人月窓寺
指定 昭和51年(1976)3月13日



乾漆造金彩色、座高 37cm、光背の高さ 62cm、台座高 37cm、総高 99cm の坐像。月窓寺の観音堂にある。その尊容は、唐の原本に基づき鎌倉期以降盛んに造られたが、経軌にはこうした姿の典拠はなく、本式の密教像にもこの作例はない。近世の作例としては優れた造像で、乾漆造というのも珍しい。

この台座には「元禄二年成就叶」と「山城国寺通下御霊前住大仏師作」の墨記銘がある。「寺通下御霊前」は現在の京都市中京区寺町通下御霊社前と恐れ、この観音像は、一応は元禄期(1688~1704)に京都の仏師が造像したものと考えられる。しかし、台座は光背とともに本尊とは作例が著しく異なり、また劣っているので別人の作と思われる。しかも、記銘がただ「大仏師作」とあり、名を記さない書き方からしても、これは尊像製作者の記銘とは考えられない。おそらく尊像だけが京都の仏師により造像され、台座と光背は江戸で造られ、当所に安置する際、この記銘を墨書したものであろう。

観音院の 来迎阿弥陀如来像

所在地 境南町2-4-8 観音院内
所有者 個人(管理者 宗教法人観音院)
指定 昭和53年(1978)4月14日



像高84cm、全長118cm(台座下より光背尖端)、像の厚さ最高25cmの石像。観音院境内の下田家墓地にある。

阿弥陀仏の立像で、その刻銘にあるように、天和2年(1682)9月23日に、旧境村開発者の一人である下田三右衛門の追善のため、その子下田三右衛門・同平右衛門(聳養子)が施主となり建立されたものである。

印相は、大指(親指)と頭指(人差指)を捻して、右手を上左手を下にのばしたもので、西方極楽浄土への来迎引接を示す上品下生の来迎相である。

下田三右衛門は上保谷村から移住し、松平出雲守(松江藩主)の屋敷跡地を開発して境新田(のちの境村)を開いたという。その子孫は寛政期(1789~1801)頃まで代々名主役を勤めた。また、彼は生前、当新村に寺を開く所願を有し、そのための土地を用意していたが、それを果さないまま天和2年に没し、前記の場所に葬られた。後にその場所が観音院となった。このようにこの石仏は観音院のいわれと境地区の歴史を無言のうちに語る貴重な文化財である。

武蔵野八幡宮の蕨手刀

非公開

所在地 吉祥寺東町1-1-23 内
所有者 宗教法人武蔵野八幡宮
指定 昭和56年(1981)3月23日



当八幡宮の境内はもと小高い丘であり、南から北に傾斜し、北側は窪地であった。昭和3年(1928)3月頃、この境内の地ならし工事の際、社殿西側の大ケヤキの根元からこの蕨手刀が出土したといわれている。

この刀の箱書きには「昭和3年3月2日八幡神社境内掘出蕨手剣」とある。この蕨手刀は主として東北と北海道地方に濃密に分布している。

この刀は、現存長さ63cm、最大身幅4.3cm、厚さ0.5cm、外装を失い、鍔は錆びついている。刀身は直刀で、錆が著しく刃こぼれを生じているが、全体的にはよく旧態をとどめている。鋒は長鋒の「大かます」状で棟は平棟である。柄は刀身と共づくりであり、蕨手の名のとおり刃と柄の境目の区から柄頭にかけて蕨の若芽状に曲がっている。柄頭には懸通孔があり、その周囲に鳩目をつけてある。また、鍔は小判型の板鍔であり、刃区の部分に空隙がみられる。

製作年代は7世紀末から8世紀頃と考えられ、この刀は製作地からこの地に請来したと思われる。出土品としては完全に近い形をとどめているという点で稀少であり、貴重な考古資料であると考えられる。伝世品は正倉院の1点だけで、出土品は全国で約300点、東京都では浅草の鳥越神社と当武蔵野八幡宮に所蔵される2点にすぎない。

井野家古文書

所在地 吉祥寺北町4-8-3 (中央図書館)
所有者 西久保 個人 (管理者 武蔵野市教育委員会)
指定 昭和46年(1971)4月6日(平成21年(2009)6月8日追加指定)



寛文4年(1664)西久保村開村以来、幕末まで代々同村の名主役を世襲した井野家に伝来する古文書。伝来する文書の数は少ないが、このうち4点は、寛文期(1661~1673)のもので、これらにより西久保村の成立の事情をうかがうことが出来る。すなわち、同家古文書のうち最も古い寛文2年(1662)9月14日の願書により、江戸西久保城山町(現在の港区虎ノ門)の百姓たちが替地を願い出た事情が知られ、寛文2年11月27日の覚により、先の願出の結果与えられた土地(後の西久保村)の開発費用の捻出法がうかがわれる。さらに、寛文4年(1664)7月8日「武州多摩郡西窪村辰之御縄水帳」がある。また、寛文6年(1666)12月20日「手形之事」は、その後長く西久保村の鎮守となっている稻荷神社と村民との間に、開発当初より深い結びつきがあったことをうかがわせる好史料である。

井野家には数多くの古文書が遺されていたが、その大半が戦時中研究者に貸し出しているうちに消失してしまったという。しかし、西久保地区には同家以外の村方史料はほとんど発見されていないことなどから、誠に貴重なものである。

河田家古文書

所在地 吉祥寺北町4-8-3 (中央図書館)
所有者 吉祥寺本町 個人 (管理者 武蔵野市教育委員会)
指定 昭和52年(1977)3月14日(平成5年(1993)8月16日追加指定)



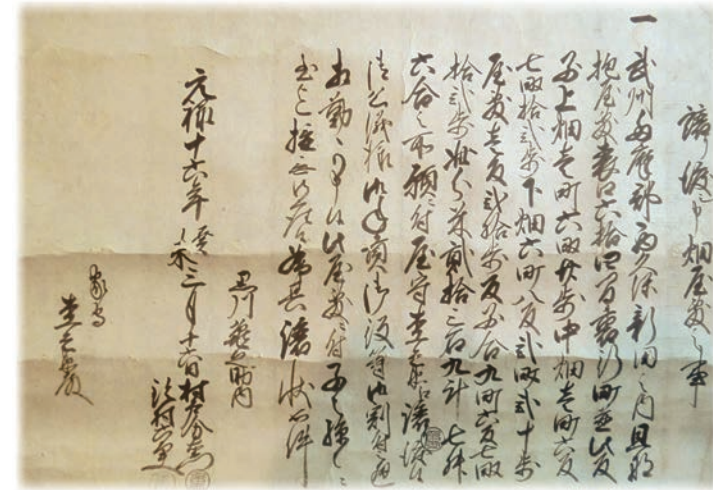
河田家古文書は、江戸時代に旧吉祥寺村の村役人を勤めた河田家に伝わるもので、総数量は232点。年代は寛政2年(1790)を上限とし、明治20年代末にわたるが、多くは弘化期(1844~1848)から明治10年代前半の、いわゆる幕末維新时期に集中している。

内容別数量は、多い順に「井之頭御林」関係が55点、「御用留帳」が22点、「村議定」が17点などとなっている。これらの特徴をみると、「井之頭御林」関係では「御林」に対する幕府の管理・運営のあり方や、「御林」と地元の村との関係などを知ることができる。また、「御用留帳」は、特に明治元年(1868)から明治13年(1880)まで(明治2年・4年分を除く)揃っており、明治初期のいわゆる激動期の様子を具体的に把握することができる。さらに「村議定」からは、村内取締り・儉約など幕末維新时期における江戸近郊農村の情勢を知ることができる。

吉祥寺村の村方史料は、同家以外は発見されていないことから、誠に貴重な史料群である。

榎本家古文書

所在地 西久保
所有者 個人
指定 平成2年(1990)3月15日



元禄16年(1703)に、旗本黒川亀之助盛園が、その抱屋敷を屋守の壱兵衛に譲り渡したことを示す証文である。

これによると、黒川亀之助は西久保新田に表口64間の抱屋敷を持っていたが、屋守の壱兵衛の願い出により、これを譲渡したことになっている。黒川亀之助は、近江滋賀郡で千八百石を領知していた父の死後、そのうちの二百石を分与されたが、西久保新田との関係は不明である。

なお、壱兵衛の子孫は榎本氏を名乗り、現在も同地に居住している。敷地内には弁天堂があるが、これは黒川氏時代からのものと伝えられている。

旗本が江戸から数里も離れた武蔵野に抱屋敷を持っていたことがわかる本史料は、当時の旗本の居住関係や経営を探るうえで貴重である。

村絵図と野帳 (2件)

所在地 吉祥寺北町4-8-3 (中央図書館)
所有者 武蔵野市
指定 昭和49年(1974)3月14日・昭和54年(1979)3月9日



明治8年	第11大区4小区吉祥寺村全図	1舗
明治8年	第11大区4小区西窪村全図	1舗
明治8年11月	第11大区4小区関前村・同新田全図	1舗
明治8年11月	第11大区4小区境村・同新田全図	1舗
明治9年6月	境村・同新田畑其外反別取調野帳	1冊 (紙数488枚)
明治9年6月	関前村田畑取調野帳	1冊 (紙数325枚)
明治9年6月	西窪村田畑其外取調野帳	1冊 (紙数221枚)
年不詳	吉祥寺村()取調野帳	1冊 (紙数269枚)

この村絵図及び野帳は、明治6年(1873)地租改正条例の公布にともない、地租改正事業に着手し、作成された貴重な資料である。

村絵図には、宅地・畑・林・墓所・村境・社寺・字境・道・土手・川などは彩色別に、字名は赤字で、地番は1筆ごとに墨書で記されている(吉祥寺村全図には字名と地番は記されていない)。この村絵図は、明治8年(1875)に作成されたものであり、縮尺はいずれも約600分の1で、品質は楮紙である。

野帳には、地番・地目・等級・反別・所有者が記載され、村絵図に記入されている地番と野帳の地番とは照合している。

なお、明治9年(1876)6月「西窪村田畑其外取調野帳」と年未詳「吉祥寺村()取調野帳」は、昭和53年(1978)武蔵野市役所総務部収納課裏の収蔵庫から発見され、追加指定された。

井口家の高札

所在地 吉祥寺北町4-8-3 (中央図書館)
所有者 個人(管理者 武蔵野市)
指定 昭和57年(1982)3月31日

- (1) キリシタン禁制の高札(正徳元年5月)
- (2) 人倫の道の定書の高札(慶応4年3月)
- (3) 強訴・逃散禁止の高札(慶応4年3月)
- (4) キリシタン・邪宗門禁制の高札(慶応4年3月)
- (5) 御門訴事件につき告諭の高札(明治3年正月)



井口家に伝来する5枚の高札。これらの高札は一定の期間村の高札場に掲げられ、村民に対する周知が図られたものであり、村落支配の面からも重要な資料である。

(1)は江戸幕府によるキリシタン禁制のものである。江戸幕府は慶長17年(1612)のキリスト教禁教令以来、幕末に至るまでキリシタンの禁制を堅持した。『御触書寛保集成』によると、この種の高札の初見は寛文元年(1661)で、その後も同年7月、延宝8年(1680)8月、天和2年(1682)、そしてこの正徳元年(1711)5月のもつと続いて布達されている。

(2)~(4)をみると、慶応4年(1868)3月14日に「五箇条の誓文」が発せられ、その翌日には「五榜の掲示」が出された。この五榜の掲示は「永世の法」3札すなわち(2)~(4)に該当するものと、「一時の掲示」2札に分けられている。そして(2)~(4)の高札の内容は、維新政府の支配の基本政策が端的に表明されたものといえる。

さらに(5)の高札は、御門訴事件の直後に布達されたものである。その内容は随所に事件の生々しさを感じさせ、それは同事件に対する為政者の意識、あるいは当時の農民支配のあり方を示しているといえる。

御門訴事件記念碑 (倚錘碑)

所在地 八幡町3-8-1
所有者 個人
指定 昭和55年(1980)3月17日



この記念碑は、御門訴事件により非業の死をとげた旧関前村・同新田名主忠左衛門（井口氏）らを慰霊すると同時に、その事蹟を後世に遺すために、同事件後24年を経た明治27年(1894)に建てられたものである。倚錘とは錘にもたれて往時を回顧するという意。

御門訴事件とは、明治3年(1870)、その前年に品川県から布達された社倉制度（飢饉に備えるための貯穀制度）が、旧来の地域の実情を考慮することなく進められる政策であるとして、その実施の免除を求めて旧関前新田を含む武蔵野12カ新田の農民たちが、品川県庁へ門訴したものである。この事件は維新直後の民衆運動として意義深いものがある。

同記念碑々文の作者である中島信行は、明治7年(1874)1月から明治9年(1876)4月まで神奈川県令を勤めるなど、当地方にもゆかりが深く、のちには自由党副総裁となり、民衆運動に強い共感を示した人物で、この碑文の随所にそのことがよく表現されている。また、この記念碑の建立が、旧関前村々民69名の総意でなされ、その費用も明治11年(1878)から始められた「社倉下辰金」の一部で賄われたという事実は、村民のこの事件との関わりあいを知る上で重要な意味を有している。

仙路翁墓碣碑

所在地 吉祥寺本町1-10-12 蓮乗寺内
所有者 宗教法人蓮乗寺
指定 平成30年(2018)7月2日



仙路翁墓碣碑は、天保6年(1835)10月、吉祥寺村の仙路翁の筆子（ふでこ）（弟子）たちによって、仙路翁の事蹟を顕彰するために建立された筆子塚である。銘文は松庵邨

岸野庵撰・書、九峽老人篆。安山岩製、碑高144cm、幅100cm、厚32.5cm、台石高74.5cm、幅136.5cm、厚77.5cm。

仙路翁とは、宝暦12年(1762)に生まれ、天保6年(1835)に73歳で没した松井十郎左衛門のことで、吉祥寺村名主役を勤めた人物である。碑表面上部に横書きで「仙路翁墓碣銘」と刻み、その下に縦書き18行、616字からなる碑文が彫られている。碑文の内容は、松井家の由緒や、仙路翁の事蹟などが記され、碑裏面には本碑の建立年月、台石の正面・右側・左側には84名の筆子の名が刻まれる。

筆子塚とは、庶民教育機関であった寺子屋の筆子たちが、手習師匠から受けた恩を後世に伝えようと建立した墓や顕彰碑のことで、全国的に分布する。武蔵野市域においても仙路翁墓碣碑の他に3基が確認されているが、仙路翁墓碣碑はその中でも情報量が多い。近世の吉祥寺村に関する史料は少なく、仙路翁墓碣碑からは仙路翁（松井十郎左衛門）の事蹟を通じた当時の吉祥寺村の状況、村役人像、近隣地域の人々との交流などを知ることができる歴史資料として貴重である。

武蔵野八景碑

所在地 境南町2-10-12 杵築大社内
所有者 宗教法人杵築大社
指定 平成30年(2018)7月2日



武蔵野八景碑は甲武鉄道、境停車場開設10周年に武蔵野村旧境村地域が繁栄したことを記念して建てられた石碑である。結晶片岩(台石は安山岩)製、碑身 高248.5cm、幅90.5cm、厚13.5cm

／台石 高26cm、幅164.5cm、厚77.5cm。明治32年(1899)5月の銘。碑の撰文・書は南尚。

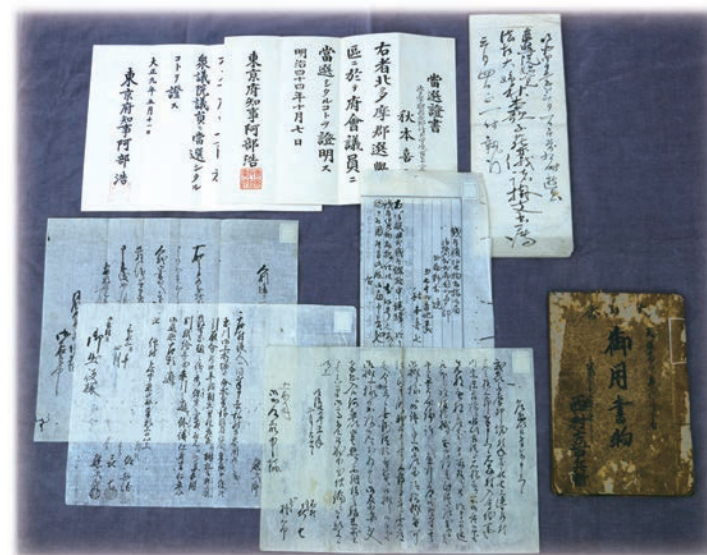
碑表面には横書きで「武蔵野八景」と彫り、その下に縦書きで「高峰雪霽 玉川溝渠 小金井花 武蔵野月 武蔵野雪 武蔵野旭 境驛鉄道 境驛公園」の八つの風景、さらにその下にそれぞれの景色を詠んだ総字数223字の漢詩が刻まれる。

碑裏面には村人が本碑を建立した記録、その下に建立に賛同した人々が約20名で12段にわたり彫られている。多くが境村の人々と見られるが、関前村、鈴木(新田)村、深大寺村の人々、梶野村や田無村の富士講社も記される。

本碑は、境村の人々が地域の優れた景観を8か所を選び、それを伝統的な「八景」と合わせて顕彰したもので、境村の人々が自らの地域に愛着と誇りをもったことを表すものといえる。また、当時の人々がどのような景観を優れたものとしていたのか、近代の名所について考えることができる。さらに、境地域をめぐる近隣地域の人々の交流や、八景碑の撰・書をした南尚という文化人と地域の人々の交流などについて考察する素材にもなる貴重な歴史資料である。

秋本家文書

所在地 吉祥寺北町4-8-3(中央図書館)
所有者 武蔵野市
指定 令和元年(2019)7月1日



江戸期の境村の年寄、明治期以降は武蔵野村長・東京府会議員・衆議院議員などの地方名望家として活躍した秋本喜七を家長・戸主とする秋本家に伝来した古文書。総点数は8,274点。明治期から昭和期にかけての近代の文書が多く、その中には武蔵野村役場に関する史料や甲武鉄道の敷設、境停車場誘致に関する史料、教育関係、農会などの農業関係など多様な史料がある。一方、江戸時代の検地帳写などの土地関係史料や村明細帳などの境村、境新田に関する基本的な文書も含まれ、境地域の歴史を伝える質・量ともに豊富な貴重な文書である。

御殿山遺跡第2地区

N地点出土縄文時代草創期資料

所在地 境5-15-5 (武蔵野ふるさと歴史館)
所有者 武蔵野市
指定 令和3年(2021)7月1日



土器に付着した炭化物の放射性炭素年代測定から、1950年を起点として16,070～15,630年前の間に使用されていた可能性が高く、日本列島出土の年代測定がなされている土器の中でも最古級であることが判明した。縄文時代初期の土器製作技術や、文化の伝播を検証する上でも極めて重要な資料である。

平野家文書

所在地 吉祥寺北町4-8-3 (中央図書館)
所有者 武蔵野市
指定 令和4年(2022)6月24日



旧境新田で代々斧右衛門を襲名し、年寄役を勤めてきた平野家に伝来した古文書。総点数は1,632点。『武蔵野市史』(昭和40年(1965)刊行)編さんの際にも活用された。境村本村と新田との村役人設置をめぐる史料や江戸時代後期の治安に関する史料、後に13代將軍徳川家定となる徳川家祥の小金井桜遠馬に関する史料、明治時代前期の学校に関する史料など、江戸時代から明治時代の境村の歴史を解明するうえで貴重な史料が多数含まれる。